

『欧州委員会の環境政策年次レビュー報告書概要』

2010年8月

ブリュッセル・センター

欧州委員会は2010年8月に、2009年の環境政策の実績と2010年以降の政策課題をまとめた「2009年環境政策年次レビュー報告書」を発表した。同報告書は、EUの環境政策の枠組みである第6次環境行動計画（EAP：Environment Action Programme）¹で定められた4つの重点領域、すなわち「気候変動」、「生物多様性の保護」、「環境保護と健康」、「天然資源の有効活用と廃棄物処理」の各分野を対象に、2009年の動向と2010年の見通しを記述している。本稿では、特に重要課題と考えられる気候変動を中心に、各分野の概要をまとめる²。

目次

1. 気候変動	2
(1) 2009年の主な動向	2
(2) 2010年以降の展望	4
2. 生物多様性の保護	5
(1) 2009年の主な動向	5
(2) 2010年以降の展望	7
3. 環境保護と健康	8
(1) 2009年の主な動向	8
(2) 2010年以降の展望	9
4. 天然資源の有効活用と廃棄物処理	11
(1) 2009年の主な動向	11
(2) 2010年以降の展望	11
5. まとめ —— 他の主要政策との関係	12

¹ 2002年～2012年を対象期間。

² ” Commission Staff Working Document – 2009 Environment Policy Review Part 1 {SEC(2010) 975 final}”, European Commission (Brussels, 2.8.2010)

http://ec.europa.eu/environment/pdf/policy/EPR%202009_SEC_2010_0975_Part%201.pdf

以下、本稿では特記しない限り、出所は同報告書を出所とする。また本稿では、2010年8月の同報告書の発表以降の動向を調べ情報を補完した。

1. 気候変動

(1) 2009年の主な動向

気候変動分野における2009年の最大のトピックスは12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)だった。現行の京都議定書の対象期間(2008年~2012年)以降の温室効果ガス削減について、法的拘束力のある国際目標で基本合意することが同会議に対するEUの目標だったが、主に先進国と途上国との対立により、会議ではそれを達成することはできなかった。

ただし、COP15で主要国は「コペンハーゲン合意(Copenhagen Accord)」の締結で合意した³。欧州委員会の報告書は同合意を「正しい方向へ向けた動きで、法的拘束力のある国際合意への第一歩」と基本的に評価している。EUが同合意を評価する主な理由は、◇世界の平均気温上昇を産業革命前に比べ2°C以下に抑えるという目標で初めて国際的に合意した点、◇先進国に2020年排出量の削減目標の提出と途上国に対しては排出削減の取り組み内容の提出をそれぞれ義務付けたこと、の2点である。後者については、排出抑制に関し途上国に何らかの義務を課す初のケースとなった。

EUは2010年1月に、このコペンハーゲン同合意に参加する意思を正式に表明した。EUがこの時に条約事務局に提出した排出削減目標は、2020年の排出量を1990年比で20%削減し、他の主要排出国が相応の削減を約束した場合には削減比率を30%に引き上げるという内容であり、従来のスタンスと変化はない。ただし、域内排出削減と補完的な国際的手段(国外での投資による排出削減分を国内分に編入する措置など)をあわせ、2050年の排出量を90年比80~95%削減するという長期目標を示したのが特徴である。

12月のCOP15に先立って、排出抑制政策の実施面では大きな進展があった。2020年の20%排出削減を柱とする「気候変動・エネルギー政策パッケージ」は2008年末に政治合意されたが、これが2009年4月に欧州議会と理事会で正式に採択された。あわせて採択された2規制も含め、2009年に気候変動分野で発効した主な6規制を表1に示した。

³会議の正式採択ではなく付帯的な合意という位置づけ。

表 1： 気候変動分野で 2009 年に発効した主な規制

種類・番号	概要
指令 2009/29/EC	2013 年以降の欧州排出権取引制度 (EU-ETS) を規定するよう改定
決定 406/2009/EC	EU-ETS の対象とならない分野の国別の法的排出削減目標を規定
指令 2009/28/EC	エネルギー消費における再生可能エネルギー比率の国別法的目標を規定
指令 2009/31/EC	二酸化炭素回収・貯留 (CCS) 技術に関する法的枠組みを規定
規則 (EC)443/2009	新車 (乗用車) の CO ₂ 排出量に関する規制
指令 2009/30/EC	燃料の生産から消費までのライフサイクルを通じた温室効果ガス排出量を 2020 年までに 6%削減

(注) 上 4 つは気候変動・エネルギー政策パッケージ、下 2 つは同時に採択された関連政策。

出所： 欧州委員会 2009 年環境政策年次レビュー報告書よりまとめ

中でも制度として大きな影響があると考えられるのが EU 排出権取引制度 (EU-ETS) の改定と乗用車の新車に対する二酸化炭素 (CO₂) 排出規制の導入である。2005 年に始まった EU-ETS は現在第 2 期間 (2008 年～2012 年) 中だが、改定指令 (2009/29/EC) は 2013 年以降の第 3 期間を対象に制度を変更した。第 3 期間では、制度の対象となる施設の総排出量に上限 (キャップ) を設けると同時に、排出枠を現行の無償割当から原則、オークション売却に切り替えていく。さらに、CO₂ に加え、硝酸などの生産工程で排出される一酸化二窒素 (N₂O)、アルミ工場からのパーフルオロカーボンも新たに対象に含める。

排出枠のオークション売却への切り替えで問題になるのが、企業が工場を規制の緩い EU 域外に移転させる「炭素リーケージ (Carbon leakage)」である。第 3 期間では炭素リーケージのリスクの高い産業には排出枠の無償割当を継続するという特例を設けており、欧州委員会は 2009 年 12 月に、リスクの高い産業として 164 分野 (サブ分野含む) を決定した。炭素リーケージ特例の実施に関する詳細なルールは 2010 年を通して策定中である。

また、域内の空港に離発着する航空機を 2012 年から制度の対象とすることは 2008 年に決まっていたが、欧州委員会は 2009 年に対象となる航空会社のリストを公表した。このリストは毎年更新される。

乗用車の CO₂ 排出規制は、2009 年 6 月に発効した。2015 年までに域内で販売される乗用車 (新車) の平均 CO₂ 排出量を走行 1 キロ当たり 120 グラム以下 (このうち自動車メーカーが直接担うのは 130 グラム、残りはタイヤやエアコンの改良など) とする内容で、2012 年以降、段階的に実施される。欧州委員会はこれに続き、軽商用車 (新車) を対象とした同様の規制案を 2009 年 10 月に発表した。2016 年までに平均排出量を 175 グラム以下とする内容で、2014 年の導入を目指している。2020 年に 135 グラムという長期目標も示した。

これらの数値については欧州委員会、欧州議会、理事会の三者間で協議が続けられており、新規則の採択は 2011 年春頃となるもよう。

(2) 2010 年以降の展望

前述の通り、EU はコペンハーゲン合意を評価する一方、EU の目標である法的拘束力のある国際目標の合意では失敗したことを明確に認識し、合意達成に向けた努力を続けるとしている。欧州委員会は COP15 後の国際交渉をにらんだ新戦略を 2010 年 3 月に公表した⁴。新戦略では、関係各国の意見の隔たりが大きい現状を認識し、合意を急がずステップ・バイ・ステップで交渉を進める現実路線に転換したのが特徴である。2010 年 11 月から 12 月にかけてメキシコのカンクンで第 16 回締約国会議（COP16）が開かれるが、新戦略発表時の声明は「EU は COP16 で、法的拘束力のある目標で合意する準備はできているが世界はそうでない。従って EU は段階的なアプローチを取る必要がある」と述べている。その上で COP16 での EU の目標として、正式採択を経ていないコペンハーゲン合意を国連の正式の交渉プロセスに組み込むこと、および削減目標に対する各国の意見の隔たりを縮小すること、を掲げている。

COP16 に向けて 2010 年 4 月から 10 月にかけて複数回の準備会合が開かれたが、大きな進展はなかった。最後の準備会合である 10 月上旬の天津会合（中国）後に発表された声明で、欧州委員会のコニー・ヘデガード気候変動担当委員は「準備会合ではいくつかの進展はあったものの、それらは部分的で、（合意のスピードが）遅すぎる」と述べている⁵。その後 10 月 14 日に開いた環境相理事会は COP16 に臨む EU のスタンスで合意した⁶。それによれば、「基本的には法的拘束力のある新たな国際合意を目指すものの、主要国の意見が一致すれば京都議定書における第 2 期約束期間を検討する」としており、新たな国際合意が得られない場合には、現行の京都議定書の枠組みの延長を支持する可能性を示した。

EU-ETS に関しては 2010 年に、2013 年以降の第 3 期間の制度実施に向けたルールの新規定が進んでいる。欧州委員会は 10 月 22 日に、2013 年の排出上限量を決定した⁷。また、

⁴ http://ec.europa.eu/environment/climat/pdf/com_2010_86.pdf

⁵ 2010 年 10 月 9 日付欧州委員会プレスリリ
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/1309>

⁶ 2010 年 10 月 14 日付 EU 理事会プレスリリース
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=PRES/10/276>

⁷ http://ec.europa.eu/clim/policies/ets/docs/decision_on_adjusted_cap_adopted_en.pdf

加盟国代表で構成される気候変動委員会（Climate Change Committee）は7月に、欧州委員会が示していた排出枠のオークション実施に関する規則案を承認した⁸。炭素リーケージに伴う排出枠の無償割当の特例については、割当量算出の基礎となる産業別の排出量基準値の案が10月下旬に欧州委員会により示された⁹。両者とも、欧州議会と理事会の審議を経て、2010年内あるいは2011年初めに採択される見通しである。

CO₂ 排出抑制技術の柱の一つで、2009年に法的枠組みを定める指令（2009/31/EC）が発効した炭素回収・貯留（CCS）¹⁰については、指令の実施に向けて2010年6月に技術的細目などに関する4つのガイダンス文書の草案が公表された¹¹。関係者からの意見聴取を経て最終版が決定される見通し。

実用化前の段階にあるCCSでは商業規模の実証試験の資金を誰が負担するかが課題となってきたが、このための資金の一部を供給する制度として「NER 300」¹²が2010年に発足した。上述の通り第3期間以降のEU-ETSでは排出枠をオークションで売却するが、売却収入の一部をNER 300の財源に充てる。NER 300は欧州委員会と欧州投資銀行（EIB：European Investment Bank）、加盟国が共同管理する基金で、規模は約45億ユーロ。欧州委員会は2010年11月に、最低8基のCCS実証プラントと合計34の再生可能エネルギーに関する実証プロジェクトを対象に公募入札手続きを開始した¹³。2011年2月に応募を締め切り、年末までに該当プロジェクトが公表される見通しである。

2. 生物多様性の保護

(1) 2009年の主な動向

EUの生物多様性に関する状況は、いくつかの動植物種については良好な動向が見られる

⁸ 2010年7月14日付欧州委員会プレスリリース

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/948>

⁹ http://ec.europa.eu/clim/policies/ets/benchmarking_en.htm

¹⁰ 主に石炭火力発電所から出るCO₂を回収、輸送し、地層中に半永久的に貯蔵する技術。

¹¹ http://ec.europa.eu/clim/policies/ccs/directive_en.htm

¹² EU-ETS改定指令（2009/29/EC）第10条において、新規参入者用（New Entrants' Reserve）用の排出枠3億（300 million）EUAをCCS実証プロジェクトと再生可能エネルギーのプロジェクト支援に充当することを規定したことから付けられた通称（EUAは排出権取引に使用される単位で、1EUAは二酸化炭素（CO₂）1トンに相当）。

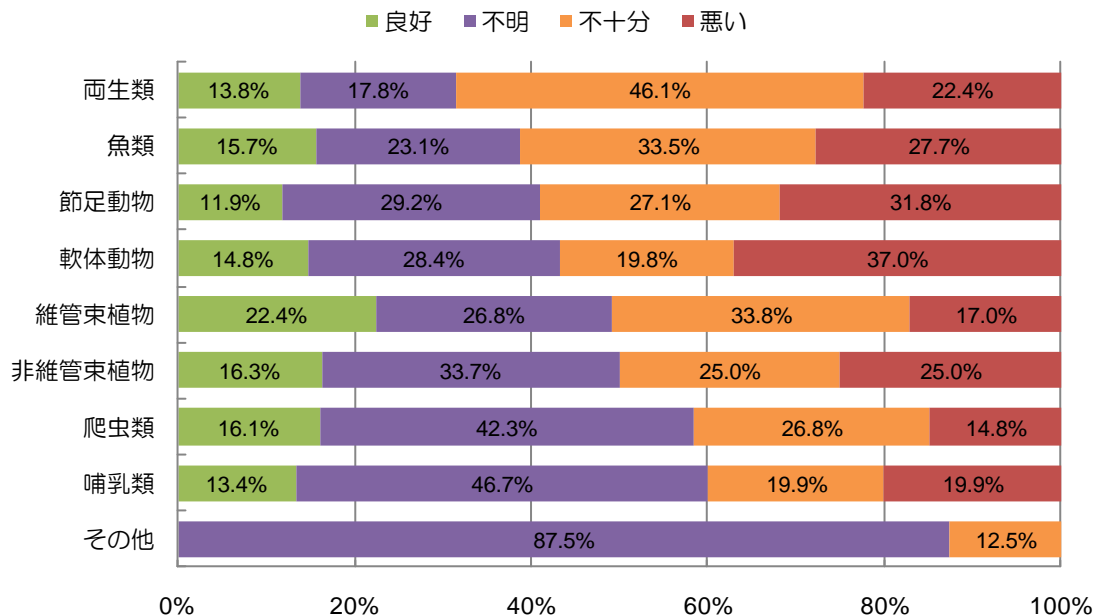
¹³ 2010年11月9日付欧州委員会プレスリリース

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/1476>

http://ec.europa.eu/clim/funding/ner300/index_en.htm

一方で、他の種では危惧すべき状態が続いているなど、むらがある。欧州委員会が 2009 年に、216 種類の生息地に棲む 1,182 種を対象にまとめた初の大規模な自然調査では、生息地指令 (Habitats Directive) で守られるべき生息地や種のうち、保護状態が良かったのは 17% に過ぎなかった (種別の保護状態を図 1 に示す)。特に、農業の形態の変化や観光、気候変動などの要因により、草地、湿地および海岸線といった生息地が最も危険にさらされていることが明らかになった。さらに、漁業資源の乱獲により海洋生態系への脅威が続いており、調査した海洋種の 45% が種存続に必要な個体数レベルを下回っていた。一方で、ヒグマ、オオカミ、ビーバーなどの動物種では個体数や生息地の改善傾向が見えており、保護策の効果が出始めていることを示唆している。

図 1： 野生動植物の種別の保護状態



出所： 2009 年環境政策年次レビュー報告書 Part 2
http://ec.europa.eu/environment/pdf/policy/EPR%202009_SEC_2010_0975_Part%202.pdf
 生息地指令第 17 条 (保護状態) に関する報告書 (2001-2006)
http://eea.eionet.europa.eu/Public/irc/eionet-circle/habitats-art17report/library?l=papers_technical/overview_conservation_1/EN_1.0_&a=d

EU の自然・生態系保護の柱となる制度は、危険にさらされた種とその生息地を指定して保護する「ナチュラ 2000 ネットワーク (Natura 2000 Network)」である¹⁴。同ネットワークは 2009 年も進展をとげ、保護対象地域は累計で 2 万 6,000 カ所に増加した。これは EU の陸地面積の約 18% を占め、陸上での指定はほぼ完了した。一方で海洋環境での指定

¹⁴鳥類を対象とした鳥類指令、それ以外の生物を対象とした生息地指令により保護地域が指定される

は依然、不十分である。

環境・自然保護への資金提供制度である「ライフ・プラス・プログラム（LIFE+ Programme）」（2007年～2013年）では2009年に2回目の資金提供プロジェクトを決定した。加盟27カ国の600以上の応募から196のプロジェクトが選ばれた。これらのプロジェクトの総投資額は4億3,100万ユーロであり、このうちEUが約半分の2億750万ユーロを提供する。提供資金の約半分が自然・生物多様性保護の目的に使われる。

個別の規制に目を向けると、アザラシを使った製品の販売と輸入を禁止する規制が採択された。また、2009年3月には、野鳥の狩りに関する指針を公表した。特定の種類の野鳥の狩りは認められているが、指針は繁殖期間中の狩りの禁止を徹底する目的である。また、11月にはガーナとの間で、合法的に伐採された木材のみをEUに輸出することを目的とした自主的制度で合意した。伐採から輸送、輸出までの一連のプロセスが合法的であることを監視し、認証するための制度で、この種の取り組みとして初のケースという。

(2) 2010年以降の展望

国連は2010年を「国際生物多様性年」と定めている。EUはこの機会を捉えて、2010年以降の数年間に、生物多様性保護の取り組みを強化することを目指している。欧州委員会は1月に、2010年以降の生物多様性保護の目標を定めた文書を公表した。文書は、生物多様性喪失の危機的現状を乗り越えるには新たなビジョンが必要とし、2050年を見据えた長期的ビジョンと2020年までの複数の目標を示した。この文書を基に加盟各国間で議論を重ね、欧州委員会は2010年内に、2010年以降の生物多様性保護に関する政策の枠組みを決定することを目指している。

生物多様性保護の経済的価値を明らかにするためのプロジェクト「TEEB（The Economics of Ecosystems and Biodiversity）」が2010年10月に最終報告書をまとめ、名古屋で開かれた国連生物多様性条約第10回締約国会議で発表した¹⁵。プロジェクトには欧州委員会に加え、ドイツ、英国、オランダ、ノルウェー各政府、国連環境計画（UNEP）が参加しているもので、報告書は自然と生物多様性が経済社会にもたらしている価値の大

¹⁵ <http://www.teebweb.org/TEEBSynthesisReport/tabid/29410/Default.aspx>

きを強調している。

EU は 2010 年 10 月に、地中海の環境と海岸線保護を目指したバルセロナ条約の統合海岸域管理議定書（Protocol on Integrated Coastal Zone Management）を批准した¹⁶。EU は合法的に伐採された木材のみを EU に輸入するための 2 国間の自主的制度を実施しているが（前述のガーナの例）、これに加え法規制の導入を進めている。EU 市場で流通する木材が合法的に伐採されたことの証明を事業者に義務付ける新規制案は 7 月に欧州議会で可決されており¹⁷、加盟国政府の承認を経て年内に発効する可能性がある。新規制は 2012 年から適用され、違法に伐採された木材の輸入と流通を防ぐ目的がある。

3. 環境保護と健康

(1) 2009 年の主な動向

この分野では化学物質規制を中心に、以下のような様々な進展があった。国際的には 2 月に、体内に残留して健康被害を引き起こす可能性の高い残留性有機汚染物質（POPs : Persistent Organic Pollutants）について、新たに 9 物質を追加することで合意し、5 月に開かれた POPs に関するストックホルム条約の締約国会議で追加が正式に決定された。また同月には、国連環境計画の枠組みの中で、水銀の国際的な規制に向けた協議を開始することで合意した。

EU では、危険物質の分類や表示に関する従来指令を代替する形で、「物質および混合物の分類、表示、包装に関する（CLP）規則¹⁸」（No. 1272/2008）が 1 月に発効した。これは国連レベルで合意された分類と表示の統一ルール（GHS¹⁹と呼ばれる）を EU 法に取り込んだ²⁰。

また農薬に関して、農薬使用量の削減や安全使用の推進を目的とした農薬枠組み指令（Pesticide Framework Directive）が採択され、11 月に発効した。農薬を利用した機器の

¹⁶ <http://ec.europa.eu/environment/iczm/barcelona.htm>

¹⁷ 2010 年 7 月 7 日付欧州委員会プレスリリース

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/10/305>

¹⁸ Regulation on the Classification, Labelling and Packaging of Substances and Mixtures

¹⁹ Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (GHS)

²⁰ http://ec.europa.eu/environment/chemicals/ghs/index_en.htm

定期検査や空中散布の禁止などが盛り込まれた。

産業施設からの環境汚染物質排出規制の分野では 6 月に産業排出指令 (Industrial Emissions Directive) を導入することで政治的な基本合意がなされた。これは、産業汚染管理のための従来指令「統合的汚染防止管理 (IPPC : Integrated Pollution and Control) 指令」や「大型燃焼施設 (LCP : Large Combustion Plant) 指令」など 7 つの指令を統合・再制定するもので、幅広い産業活動から生じる様々な環境汚染を包括的に規制する指令となる。指令対象には、発電所や精油、金属などの大規模燃焼施設からの硫黄酸化物 (SO_x) や窒素酸化物 (NO_x) の排出規制も含まれている。新指令は 11 月上旬に採択されており²¹、2010 年中にも発行する見通しである。

大気分野では、ガソリンスタンドでのガソリン揮発を防止する装置の取り付け義務を定めた規制が採択された。また、主要な大気汚染物質である粒子状物質 (PM) と二酸化窒素 (NO₂) の環境基準達成時期を延期する要請が複数の加盟国から出されていたのに対し、欧州委員会は条件付きで特定地域の基準達成を延期する決定を下した。

EU では、大気に加え水環境保護も大きな課題である。水枠組み指令の下で、加盟国は 2009 年内に河川流域の環境管理の取り組みを定めた河川流域管理計画 (River Basin Management Plans) を策定する義務があったが、ほとんどの加盟国が 2009 年に一般からの意見聴取を経て同計画を策定した。ただし、いくつかの加盟国はまだ達成していない。

(2) 2010 年以降の展望

河川流域管理計画について欧州委員会は 2010 年に、各国が策定した計画の内容を精査する。さらに水不足と干ばつに向けた政策の見直しを開始し、2012 年の新政策導入を目指す。

2010 年には「化学品の登録、評価、認可および制限に関する規則 (REACH)」関連で大きな動きがある。2010 年 11 月末に化学物質の第 1 回目の登録期限という大きな節目を迎えるのを前に、その準備が進められた。年間生産量あるいは輸入量が 1,000 トン以上の化

²¹ 2010 年 11 月 8 日付理事会プレスリリース

http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/envir/117566.pdf

学物質²²について、事業者は11月末までに欧州化学品庁に登録を完了する義務がある。欧州委員会は、期限までに4,400種類の物質について約3万8,000件の登録があると予想している。また、ヒトや環境に対して「高い懸念のある物質 (substances with very high concern)」は生産・輸入に認可が必要となるが、そのリスト作成が順次進められている。リスト掲載物質は、2010年初頭時点の29種類から2012年には136種類に増加する見通しである。

REACH 関連ではさらに、REACH の対象物質の見直し作業が2010年に始まった。EU の他の規制との重複を調査し、REACH の対象を変更する必要があるかどうかを2012年までに決定する。また、2009年1月に発効した「物質および混合物の分類、表示、包装に関する規則 (CLP 規則)」により、事業者は新ルールに基づいた化学物質の分類を2011年1月までに欧州化学品庁に届け出る義務がある。

REACH は個別の化学物質に関する規制であるが、複数の化学物質による反応の結果起こり得る複合毒性に対する規制に向けた取り組みが進んでいる。欧州委員会は2009年12月に複合毒性のリスクについての科学的報告書を作成したが、2010年は同報告書の見直し作業を進める。これに基づき欧州委員会は、現行規制の変更や新規制の提案を2012年までにまとめる。

欧州委員会はナノテクノロジーについての次期行動計画 (2010～2014年) を2010年中に決定することを目指している。これは2004～2009年を対象とした現行計画を継続するもので、ナノ物質の安全性を含め同技術のより幅広い側面を対象とする。これとは別途、欧州委員会は現行の環境規制がナノ物質も対象に含めるように見直す作業をすでに開始しており、REACH と同様の仕組みを適用することを検討している。これらの見直し案は2011年に公表される予定である。

²² これに加え、100トン以上の特定水中毒性物質および1トン以上の発がん性物質・変異原性物質 (細胞に突然変異を誘発する物質)・生殖毒性物質 (生物の生殖機能に悪影響を及ぼす物質) も含む。

4. 天然資源の有効活用と廃棄物処理

(1) 2009年の主な動向

欧州委員会は2009年に、廃棄物管理に関するEU法令の加盟国における実施状況を調べた報告書（調査対象は2004～2006年）を発表した²³。それによると廃棄物管理の法令は多くの加盟国で所期の目的通り実施されておらず、中でも廃棄物枠組み指令、埋め立て指令および廃棄物輸出規則の順守状況が特に悪かった。こうした状況を改善するため、欧州委員会は加盟国による廃棄物管理法令の実施を支援する組織として、EU 廃棄物管理実施庁（EU Waste Implementation Agency）の設立に関して費用対効果の分析を実施した。

中小企業によるエコビジネスを支援する「CIP²⁴エコイノベーション」制度では、2009年に200の応募の中から45のプロジェクトが対象に選ばれた。

資源の有効利用と環境管理に関する自主的制度であるEU エコラベル制度と環境管理・監査制度（EMAS：Eco-Management and Audit Scheme）はいずれも2009年に制度変更が行われた。エコラベルでは参加企業に対する要件が簡素化され、また、特に環境影響の大きい製品とサービスに焦点を絞るよう見直しが行われた。2009年末時点で、約2万の製品とサービスがエコラベルを取得している。EMASでは、小規模の組織（中小企業や小規模公的機関）が同制度に参加しやすいように制度が変更された。また、環境法令や報告義務の順守を強化する要素も新たに付け加えた。2009年に欧州委員会は、自身の活動や建物に同制度を適用することを決め試験的に運用した結果、エネルギーや水の消費量、廃棄物の発生量がいずれも減少した。

(2) 2010年以降の展望

EU 廃棄物管理実施庁の設立に関しては、欧州委員会は2011年に今後の方針を提案する見通し。エコラベルについては2011年までに実施される調査の結果により、食品・飲料に

²³ 2009年11月20日付欧州委員会ニュースリリース

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/1795>

²⁴競争力・イノベーションプログラム(CIP:Competitiveness & Innovation Programme)は主に中小企業の(エコイノベーションを含む)イノベーション活動を支援するための制度で、資金調達支援やビジネスサポートを行っている。

<http://ec.europa.eu/cip/>

まで対象が拡大される可能性がある。

エコイノベーションの促進では、欧州委員会が技術革新促進の新戦略「イノベーション・ユニオン (Innovation Union)」²⁵を 2010 年 10 月に提案しており、今後、これに基づいて環境分野の技術革新を支援するさらなる政策を提案していく。イノベーション・ユニオンは EU の 2020 年までの中期成長戦略「Europe 2020」の推進のためのイニシアチブの一つ（下記参照）。

5. まとめ —— 他の主要政策との関係

欧州理事会は 2010 年 6 月に、従来のリスボン戦略に替わる 2020 年を見据えた新たな成長戦略「Europe 2020」を採択した²⁶。同戦略は 7 つのイニシアチブで構成されるが、このうち環境分野は主に「資源効率の高い欧州 (Resource efficient Europe)」と呼ばれるイニシアチブに含まれる。同イニシアチブの詳細はまだ明らかになっておらず、欧州委員会が今後発表すると見られる。

環境保護の価値を定量的に測定するため欧州委員会は 2009 年に、既存の国内総生産 (GDP) 統計を補完する指標として、環境保護やその他の社会的要素を取り入れた新指標策定に向けた工程表「Beyond GDP Roadmap」²⁷を作成した。委員会は 2010 年内に包括的な環境指数の試験版を公表する見通し。

エネルギー政策においては、気候変動抑制の目的がますます重要となっている。欧州委員会は 2010 年 11 月 17 日に 2020 年までのエネルギーインフラ整備の青写真となる政策文書²⁸を発表したが、エネルギーインフラ整備は気候変動抑制の課題への対応で重要な要素の一つとなる。

農業においても環境の重要性は高まっており、EU の農業補助金制度である共通農業政策

²⁵ http://ec.europa.eu/research/innovation-union/index_en.cfm?pg=intro

“Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions - Europe 2020 Flagship Initiative : Innovation Union (COM(2010) 546 final)”, European Commission, Brussels 6.10.2010

http://ec.europa.eu/research/innovation-union/pdf/innovation-union-communication_en.pdf

²⁶ http://ec.europa.eu/europe2020/index_en.htm

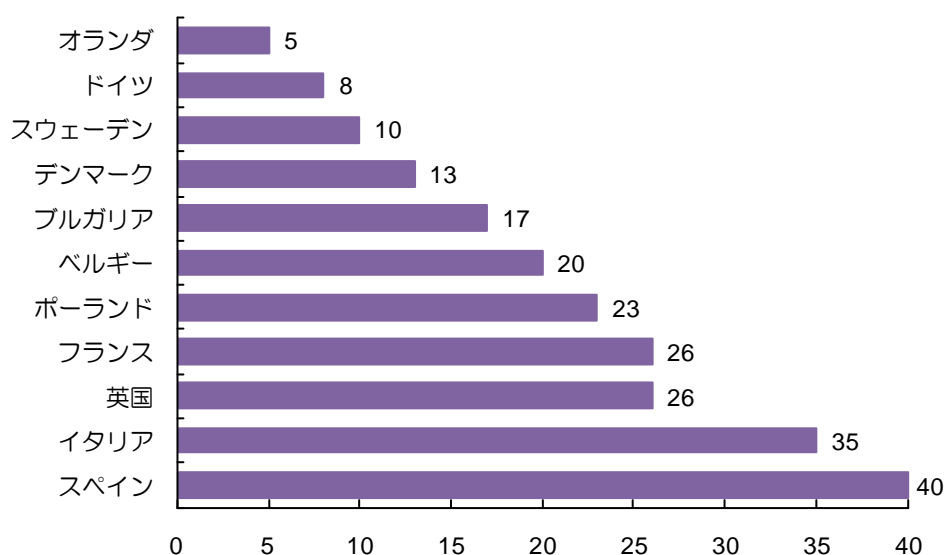
²⁷ <http://www.beyond-gdp.eu/EUroadmap.html>

²⁸ http://ec.europa.eu/energy/infrastructure/strategy/2020_en.htm

(CAP) において環境に関する支出は増加している。

なお、欧州委員会は、加盟国に EU 環境法を順守させていくことも今後の主要優先事項であるとしている。すべての EU 法令に対する加盟国の違反件数は 2009 年末時点で 1,860 件であったが、その 4 分の 1 近くの 451 件が環境分野での法令違反だった（主要加盟国別の法令違反の件数を図 2 に示す）。国内法が EU 法に準拠していることを保証するのは加盟国の責任であるものの、欧州委員会はこのような現状を鑑みて、加盟国が順守しやすいよう、技術支援や実施ガイダンスの提供、ベストプラクティスの交換、EU 予算による資金支援などを通して支援していくとしている。

図 2： EU 環境法令に関する主要国の違反件数（2009 年末時点）



最も多かったのはスペインの 40 件で、イタリアの 35 件が続く。

一方、最も少なかったのはオランダの 5 件だった。

出所： 2009 年環境政策年次レビュー報告書 Part 2

http://ec.europa.eu/environment/pdf/policy/EPR%202009_SEC_2010_0975_Part%202.pdf

以 上